

平成21年3月31日
長崎県公安委員会規則第5号
最終改正 令和2年12月4日

初心運転者講習及び再試験の実施に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の2第1項第10号の規定に基づき長崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う初心運転者講習（以下「講習」という。）及び法第100条の2の規定に基づき公安委員会が行う再試験の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

(指定講習機関による講習)

第2条 講習は、公安委員会が指定した指定講習機関（法第108条の4の規定により公安委員会が指定する者をいう。以下同じ。）において行うものとする。

(講習の通知等)

第3条 公安委員会は、法第100条の2第1項に規定する基準該当初心運転者に対し、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）第38条の4第1項に規定する初心運転者講習通知書を送付して講習を通知するものとする。

- 2 講習の通知は、あらかじめ、講習日時及び講習場所を指定して行うものとする。
- 3 基準該当初心運転者が、他の都道府県に転居しているときは、別記様式第1号の初心運転者講習移送通知書を転居先を管轄する公安委員会に移送するものとする。
- 4 講習の通知を行った後、基準該当初心運転者が当該免許を受けた日以後に上位免許を取得した場合は、別記様式第2号の初心運転者講習中止通知書により講習の中止を通知するものとする。
- 5 公安委員会は、基準該当初心運転者に対して講習の通知を行ったときは、指定講習機関へ別記様式第3号の初心運転者講習受講予定者通知書により通知するものとする。

(初心運転者講習の受講期間の特例)

第4条 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「施行令」という。）第41条の2第7号に定める公安委員会がやむを得ないと認める事情は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 講習の移送手続が遅れたため、本人が現住所において、講習を受けることができる期間が短くなった場合
- (2) 突発的な事案のため、指定講習機関が講習を実施することができない場合
- (3) 離島の航路、航空便等が欠航した場合
- (4) 基準該当初心運転者が遠洋航海業務に従事していた場合
- (5) その他本人の責に帰することができないと認める事情がある場合

(再試験実施場所)

第5条 再試験は、交通部運転免許管理課運転免許試験場において行うものとする。

(再試験の通知等)

第6条 再試験の通知は、施行規則第28条の3第1項に定める再試験通知書を、基準該当初心運転者に送付して行うものとする。

2 再試験を行おうとする場合において、基準該当初心運転者が他の都道府県に転居しているときは、転居先を管轄する公安委員会に施行規則第28条の5に定める試験移送通知書を送付するものとする。

3 再試験の通知を行った後、基準該当初心運転者が法第100条の2第1項第3号又は第4号のいずれかに該当することとなった場合は、別記様式第4号の再試験通知取消通知書により通知の取消しを通知するものとする。

(再試験の受験期間の特例)

第7条 施行令第37条の4第7号に定める公安委員会がやむを得ないと認める事情は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 再試験の移送手続が遅れたため、本人が現住所において再試験を受けることができる期間が短くなった場合
- (2) 意見の聴取等現行行政処分上の手続等により、再試験が行い得ない場合
- (3) 突発的な事案のために、公安委員会が再試験を実施することができない場合
- (4) 離島の航路、航空便等が欠航した場合
- (5) 基準該当初心運転者が遠洋航海業務に従事していた場合
- (6) その他本人の責に帰することができないと認める事情がある場合

(意見の聴取等)

第8条 法第104条の2の2第6項において準用する法第104条第1項の規定による意見の聴取の通知は別記様式第5号の意見の聴取通知書により行うものとする。

2 公安委員会は、法第104条の2の2第2項又は第4項の規定により免許を取り消そうとする場合において、当該処分に係る者が他の都道府県に転居しているときは、転居先を管轄する公安委員会に施行規則第30条の3に定める処分移送通知書及び別記様式第6号の行政処分関係書類送付書を送付するものとする。

3 法第104条の2の2第7項の規定による取消処分をした旨の通知は、別記様式第7号の処分通知書により行うものとする。

(取消処分時の措置)

第9条 公安委員会は、法第104条の2の2第1項、第2項又は第4項の規定により免許を取り消した場合は、当該処分に係る者に対し施行規則第30条の4に定める運転免許取消処分書を交付し、別記様式第8号の請書を提出させるものとする。

(細目の委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則を実施するため必要な事項の細目は、長崎県警察本部長が、別に定めるものとする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の前に、この規則による改正前の初心運転者講習及び再試験の実施に関する規則（平成2年長崎県公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。）の規定又は同規則第12条の規定により長崎県警察本部長が別に定めるところによりなされた初心運転者講習受講予定者の通知、初心運転者講習中止の通知、初心運転者講習移送の通知、再試験通知取消しの通知、意見の聴取の通知、行政処分関係書類の送付及び運転免許の取消処分の通知は、この規則による改正後の初心運転者講習及び再試験の実施に関

する規則（以下「改正規則」という。）によりなされたものとみなす。

- 3 この規則の施行の前に、旧規則第12条の規定により長崎県警察本部長が別に定めるところにより現に使用されている初心運転者講習移送通知書、初心運転者講習中止通知書、初心運転者講習受講予定者通知書、再試験通知取消通知書、意見の聴取通知書、行政処分関係書類の送付について及び処分通知書の様式は、当分の間、それぞれ、改正規則別記様式第1号の初心運転者講習移送通知書、別記様式第2号の初心運転者講習中止通知書、別記様式第3号の初心運転者講習受講予定者通知書、別記様式第4号の再試験通知取消通知書、別記様式第5号の意見の聴取通知書、別記様式第6号の行政処分関係書類送付書及び別記様式第7号の処分通知書の様式に代えて使用することができる。

附 則（平成29年長崎県公安委員会規則第3号）

この規則は、平成29年3月12日から施行する。

附 則（令和2年長崎県公安委員会規則第11号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年12月4日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、それぞれの規則に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、それぞれの規則による改正前の別記様式等の用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別記様式第1号（第3条関係）

初心運転者講習移送通知書

年 月 日

公安委員会 殿

長崎県公安委員会 印

下記の者について、初心運転者講習移送通知書を送付する。

| | |
|-------------|----------------------------|
| 住 所 | |
| 氏 名 | |
| 生 年 月 日 | |
| 免許証の番号 | 第 _____ 号 年 月 日 公安委員会交付 |
| 講習の種類 | |
| 講習をしようとする理由 | |
| 備 考 | |

初心運転者講習中止通知書

年 月 日

住 所

様

長崎県公安委員会 印

下記の理由により、 年 月 日付け初心運転者講習通知書をもって通知しましたあなたに対する道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる初心運転者講習の実施を取りやめますので通知します。

| | |
|-----|--|
| 理 由 | |
| 備 考 | |

別記様式第3号（第3条関係）

初心運転者講習受講予定者通知書

年 月 日

指定講習機関名
管 理 者 殿

長崎県公安委員会 印

下記の者に対して、道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習を実施するよう通知する。

| 番号 | 氏名 生年月日 | 住 所 | 性別 | 免許 種別 | 免許証 番 号 | 講習指定 年 月 日 |
|----|------------|-----|----|----------|------------|---------------|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

別記様式第4号（第6条関係）

再試験通知取消通知書

年 月 日

住 所

様

長崎県公安委員会 印

下記の理由により、 年 月 日付け再試験通知書をもって通知しましたあなたに対する再試験が免除されることとなるため、当該通知を取り消しましたので通知します。

| | |
|-----|--|
| 理 由 | |
| 備 考 | |

第 号
年 月 日

意見の聴取通知書

住 所

様

長崎県公安委員会 印

第2項

道路交通法第104条の2の2 の規定による 運転免許の
第4項

取消処分について、同条第6項において準用する同法第104条第1項の規定に
基づく公開による意見の聴取を次のとおり行いますから、出頭してください。

| | |
|------------|---|
| 意見の聴取期日 | 年 月 日 時 |
| 意見の聴取場所 | 長崎県大村市古賀島町533番地5 長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場 意見の聴取会場 |
| 処分しようとする理由 | |

- 備考1 あなた又はあなたの代理人が正当な理由がなくて出頭しなかったときは、意見の聴取を行わないで処分します。
- 2 あなたが代理人を意見の聴取に出席させようとするときは代理人1人を選任し、意見の聴取の期日までに、代理人の氏名及び住所並びにあなたが代理人に対してあなたのために意見の聴取に関する一切の行為をすることを委任する旨を記載した文書を提出してください。
- 3 あなた又はあなたの代理人は、意見の聴取において、事案について意見を述べ、かつ、有利な証拠を提出することができます。
- 4 意見の聴取当日は運転免許証及びこの通知書を持参してください。
また、意見の聴取後その場で処分執行を行いますので自動車を運転してこないでください。

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

長崎県公安委員会 印

行政処分関係書類送付書

住 所

氏 名

上記の者は、貴公安委員会の管轄区域内に住所を有する者であるが、
当公安委員会において行政処分を要すると認められる事実を発見した
ので、当該事実に係る関係書類を送付する。

第 号
年 月 日

公安委員会 殿

長崎県公安委員会 印

処 分 通 知 書

当公安委員会は、貴公安委員会の管轄区域に住所を有する下記の者に対し、免許の取消処分を行ったので通知する。

記

| | |
|-----------------|--|
| 住 所 | |
| 氏 名 | |
| 運転免許の 種 類 | |
| 免許証の番号 | 第 号 年 月 日 公安委員会交付 |
| 取消しに係る 免許の種類 | <input type="checkbox"/> 準中型 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 大自二 <input type="checkbox"/> 普自二 <input type="checkbox"/> 原付 |
| 処分の理由 | |
| 備 考 | |

別記様式第 8 号 (第 9 条関係)

| | |
|---|--|
| 第 号 | |
| 請 書 | |
| 長崎県公安委員会 殿 | |
| 下記の理由により、 年 月 日取消しの処分を受けましたので、請書を提出します。 | |
| 年 月 日 氏名 | |
| 住 所 | |
| 氏 名 | |
| 免許証の番号 | 第 号 年 月 日 公安委員会交付 |
| 再試験に係る 免許の種類 | <input type="checkbox"/> 準中型 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 大自二 <input type="checkbox"/> 普自二 <input type="checkbox"/> 原付 |
| 処分の理由 | |
| 上記のとおり執行したから報告する。 年 月 日 運転免許管理課長 警察署長 取扱者印 | |

処分執行 午前・午後 時 分